



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 12 月 28 日 (木曜日) 号外 第 57 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

規 則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1	

## 規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 5 年 12 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第57号

#### 宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第3号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金の引継ぎ等) 第45条 市町村長が法第48条第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定により個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継書 (別記様式第 135号) を2部作成の上、所長又は市町村長に送付しなければならない。	(個人の県民税に係る徴収金の引継ぎ等) 第45条 市町村長が法第 739条の5第3項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定により個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金を所長に引き継ぐ場合又は所長が同条第1項の規定による期間が満了したことにより当該徴収金を市町村長に引き継ぐ場合においては、徴収引継書 (別記様式第 135号) を2部作成の上、所長又は市町村長に送付しなければならない。
2 [略]	2 [略]
3 所長は、法第48条第7項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定により徴収及び滞納処分状況を市町村長に通知する場合においては、徴収及び滞納処分状況通知書 (別記様式第 136号) によって第1項の徴収引継書を送付する際併せて通知しなければならない。	3 所長は、法第 739条の5第7項 (同条第8項において準用する場合を含む。) の規定により徴収及び滞納処分状況を市町村長に通知する場合においては、徴収及び滞納処分状況通知書 (別記様式第 136号) によって第1項の徴収引継書を送付する際併せて通知しなければならない。
(個人の県民税に係る徴収金の払込み等) 第46条 市町村が法第42条第3項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書 (別記様式第 137号) によるものとする。この場合、市町村長は、所長に対して払込通知書 (別記様式第 138号) によってその旨を通知しなければならない。	(個人の県民税に係る徴収金の払込み等) 第46条 市町村が法第 739条の4第2項の規定によって個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書 (別記様式第 137号) によるものとする。  2 前項の場合又は市町村が法第 739条の4第2項の規定によって森林環境税に係る徴収金を払い込む場合には、市町村長は、所長に対して払込通知書 (別記様式第 138号) によってその旨を通知しなければならない。
(法人の事業税に係る更正又は決定の通知等) 第53条の4 [略]	(法人の事業税に係る更正又は決定の通知等) 第53条の4 [略]
2 [略]	2 [略]
3 所長は、法第72条の46第6項の規定により法人の事業税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第72条の47第5	3 所長は、法第72条の46第7項の規定により法人の事業税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第72条の47第5

項の規定による重加算金額の決定の通知をするときは、法人県民税・事業税更正・決定（加算金決定）通知書によって通知しなければならない。

（県たばこ税に関する文書の様式）

第56条の4 県たばこ税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、同表の右欄に定めるところによる。

県たばこ税更正・決定（加算金決定）通知書	法第74条の20第4項、第74条の23第6項及び第74条の24第5項	[略]
----------------------	------------------------------------	-----

（ゴルフ場利用税に関する文書の様式）

第62条 ゴルフ場利用税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
ゴルフ場利用税更正・決定（加算金決定）通知書	法第87条第4項、第90条第6項及び第91条第5項	[略]

（軽油引取税に関する文書の様式）

第80条の4 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
軽油引取税更正（決定）・加算金決定通知書	法第144条の44第4項、第144条の47第6項及び第144条の48第5項	[略]

（環境性能割に係る更正又は決定の通知等）

第84条の8 [略]

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第171条第6項の規定により環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするときは、自動車税環境性能割更正（決定）通知書又は自動車税環境性能割過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第196号の7）によって通知しなければならない。

様式第135号（第45条関係）

[略]	
[略]	
地方税法第48条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。	
地方税法第48条第1項の期間	[略]
徴収の引継ぎをする個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金	
[略]	

[略]

様式第136号（第45条関係）

[略]	
[略]	
地方税法第48条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知します。	
[略]	

項の規定による重加算金額の決定の通知をするときは、法人県民税・事業税更正・決定（加算金決定）通知書によって通知しなければならない。

（県たばこ税に関する文書の様式）

第56条の4 県たばこ税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、同表の右欄に定めるところによる。

県たばこ税更正・決定（加算金決定）通知書	法第74条の20第4項、第74条の23第7項及び第74条の24第5項	[略]
----------------------	------------------------------------	-----

（ゴルフ場利用税に関する文書の様式）

第62条 ゴルフ場利用税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
ゴルフ場利用税更正・決定（加算金決定）通知書	法第87条第4項、第90条第7項及び第91条第5項	[略]

（軽油引取税に関する文書の様式）

第80条の4 軽油引取税について、次の表の左欄に掲げる文書は、同表の中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

[略]		
軽油引取税更正（決定）・加算金決定通知書	法第144条の44第4項、第144条の47第7項及び第144条の48第5項	[略]

（環境性能割に係る更正又は決定の通知等）

第84条の8 [略]

2 宮崎県税・総務事務所長は、法第171条第7項の規定により環境性能割に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は法第172条第5項の規定により重加算金額の決定の通知をするときは、自動車税環境性能割更正（決定）通知書又は自動車税環境性能割過少申告・不申告・重加算金決定通知書（別記様式第196号の7）によって通知しなければならない。

様式第135号（第45条関係）

[略]	
[略]	
地方税法第739条の5第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり個人の県民税に係る徴収金について、その徴収を引き継ぎます。	
地方税法第739条の5第1項の期間	[略]
徴収の引継ぎをする個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税に係る徴収金	
[略]	

[略]

様式第136号（第45条関係）

[略]	
[略]	
地方税法第739条の5第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり通知します。	
[略]	

地方税法第48条第1項の期間	[略]
[略]	
徴収の引継ぎを受けた 個人の県民税及び市町 村民税に係る徴収金	[略]
[略]	

様式第 138号 (第46条関係)

[略]	
[略]	
地方税法第42条第3項の規定により、個人県民税に係る徴収金を下記のとおり 年 月 日に払い込みました。	
[略]	
個人の県民税及び 市町村民税に係る 徴収金の合計額	[略]
(ア)	
[略]	

[略]

様式第 145号 (第50条、第53条の4関係)

[略]

加 算 金	決定の理由	区 分	加算金対象税額	率	決定額
					%
	[略]		千円	%	円
			千円	%	円
			計④		円
[略]					

[略]

別記様式第 148号 (その1) を次のように改める。

地方税法第 739条の 5 第 1 項の期間	[略]
[略]	
徴収の引継ぎを受けた 個人の県民税、個人の 市町村民税及び森林環 境税に係る徴収金	[略]
[略]	

様式第 138号 (第46条関係)

[略]	
[略]	
地方税法第 739条の 4 第 2 項の規定により、個人県民税 (森林環境税) に係る徴収金を下記のとおり 年 月 日に払い込みました。	
[略]	
個人の県民税、個 人の市町村民税及 び森林環境税に係 る徴収金の合計額	[略]
(ア)	
[略]	

[略]

様式第 145号 (第50条、第53条の4関係)

[略]

加 算 金	決定の理由	区 分	加算金対象税額	率	決定額
					%
	[略]		千円	%	円
			千円	%	円
			千円	%	円
			計④		円
[略]					

[略]

様式第148号 (その1) (第52条関係)

付  
受 印

個人県民税課税状況異動報告書 (現年課税分)  
確定

年 月 日

県税・総務事務所長 殿

市町村長 閣

宮崎県条例第28条第2項第3項の規定により、下記のとおり報告します。

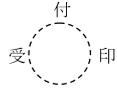
( 月 月末現在)

区 分	均等割のみのもの		所得割のみのもの			均等割と所得割の合計額によるもの			合 計						
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	分離課税	普通徴収	特別徴収	分離課税	普通徴収	特別徴収	分離課税	計			
県民税の納税義務者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
区 分	当該年度課税額 ①							①のうち翌年度の収入となるべき額 ②			前年度において課税したもので当該年度の収入となるべき額③			当該年度の収入となるべき課税額の総額 ①-②+③	
	均 等 割			所 得 割			森 林 環 境 税	前 回 報 告 額	増 減 額	差 引 増 減 後 の 額	前 回 報 告 額	増 減 額	差 引 増 減 後 の 額		
	前 回 報 告 額	増 減 額	差 引 増 減 後 の 額	前 回 報 告 額	増 減 額	差 引 増 減 後 の 額									
県 民 税	総合課税に係るもの	普通徴収													
		特別徴収													
		小 計													
	分離課税に係るもの	普通徴収													
		特別徴収													
	更正、決定分														
	小 計														(ア)
	合 計														
市 町 村 民 税	総合課税に係るもの	普通徴収													
		特別徴収													
		小 計													
	分離課税に係るもの	普通徴収													
		特別徴収													
	更正、決定分														
	小 計														
	合 計														
森 林 環 境 税															
総 計															(イ)
確定あん分率 $\frac{(ア)}{(イ)}$ 0.															
加 算 金 額	種 別		過少申告 加算金額		不 申 告 加算金額		重 加 算 金 額		計		備 考				
	区 分	前 回 報 告 額	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円			
		増 減 額	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円			
		差引増減後の額	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円			
	県民税 に係る 額	前 回 報 告 額	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円			
増 減 額		( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円				
	差引増減後の額	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円	( 件)	円				

(注意) (1) この用紙は、10月末日及び3月末日現在における状況を報告する場合に用いてください。  
 (2) 確定あん分率の欄は、3月31日現在の状況を報告する場合に記載してください。

別記様式第 148号 (その 2) を次のように改める。

様式第148号 (その 2) (第52条関係)



個人県民税課税状況報告書 (現年課税分)											
県税・総務事務所長 殿 宮崎県条例第28条第1項第3項の規定により、下記のとおり報告します。										年 月 日 市町村長 印	
( 月分)											
区 分	納 税 義 務 者 の 数					当該年度課税額 ①			①のうち翌年度の収入となるべき額 ②	前年度において課税したもので当該年度の収入となるべき額 ③	当該年度の収入となるべき課税額①－②＋③
	均等割のみのもの	所得割のみのもの	均等割と所得割の合計額によるもの	計	森 林 環 境 税	均等割	所得割	森 林 環 境 税			
県 民 税	総合課税に係るもの	普通徴収	人	人	人	人	円	円			円
		特別徴収									
		小計 ④									(ア)
	分離課税に係るもの	普通徴収	/	/	/	/	/	/	/	/	
		特別徴収	/	/	/	/	/	/	/	/	
		更正、決定分	/	/	/	/	/	/	/	/	
小計		/	/	/	/	/	/	/	/		
合 計											
市 町 村 民 税	総合課税に係るもの	普通徴収									
		特別徴収									
		小計 ⑤									(イ)
	分離課税に係るもの	普通徴収	/	/	/	/	/	/	/	/	
		特別徴収	/	/	/	/	/	/	/	/	
		更正、決定分	/	/	/	/	/	/	/	/	
小計		/	/	/	/	/	/	/	/		
合 計											
森林環境税	普通徴収	/	/	/	/	人		円	/		
	特別徴収	/	/	/	/				/		
	小計 ⑥	/	/	/	/				/		
④ + ⑤ + ⑥										(ウ)	
特定あん分率 $\frac{(ア)}{(ウ)}$ 0.											
加 算 金 額	種 別	過 少 申 告 加 算 金 額	不 申 告 加 算 金 額		重 加 算 金 額		計		備 考		
	区 分	( 件 )	( 件 )		( 件 )		( 件 )				
	県、市町村民税の合計額	円	円		円		円				
	区 分	( 件 )	( 件 )		( 件 )		( 件 )				
	県民税に係る額	円	円		円		円				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>様式第 148号の 2（第52条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5月31日現在における県民税及び市町村民税の税額の合計額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 196号の 7（第84条の 8 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">過少申告不申告加算金決定の事由 重</td> <td style="width: 50%;">                     期限後申告に対する地方税法第 修 正  <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u>                      の規定による加算金の決定                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">                     過少申告                      上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、                      重                      地方税法第 <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。                      [略]                      [略]                 </td> </tr> </table>	[略]		5月31日現在における県民税及び市町村民税の税額の合計額	[略]	[略]		[略]		過少申告不申告加算金決定の事由 重	期限後申告に対する地方税法第 修 正 <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u> の規定による加算金の決定	過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、 重 地方税法第 <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。 [略] [略]		<p>様式第 148号の 2（第52条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">5月31日現在における県民税、市町村民税及び森林環境税の税額の合計額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 196号の 7（第84条の 8 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">過少申告不申告加算金決定の事由 重</td> <td style="width: 50%;">                     期限後申告に対する地方税法第 修 正  <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u>                      の規定による加算金の決定                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">                     過少申告                      上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、                      重                      地方税法第 <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。                      [略]                      [略]                 </td> </tr> </table>	[略]		5月31日現在における県民税、市町村民税及び森林環境税の税額の合計額	[略]	[略]		[略]		過少申告不申告加算金決定の事由 重	期限後申告に対する地方税法第 修 正 <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u> の規定による加算金の決定	過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、 重 地方税法第 <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。 [略] [略]	
[略]																									
5月31日現在における県民税及び市町村民税の税額の合計額	[略]																								
[略]																									
[略]																									
過少申告不申告加算金決定の事由 重	期限後申告に対する地方税法第 修 正 <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u> の規定による加算金の決定																								
過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、 重 地方税法第 <u>171条第 6 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。 [略] [略]																									
[略]																									
5月31日現在における県民税、市町村民税及び森林環境税の税額の合計額	[略]																								
[略]																									
[略]																									
過少申告不申告加算金決定の事由 重	期限後申告に対する地方税法第 修 正 <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u> の規定による加算金の決定																								
過少申告 上記の事由により不申告加算金の決定をいたしましたので、 重 地方税法第 <u>171条第 7 項・第 172条第 5 項</u> の規定によって通知します。 [略] [略]																									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。